

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に夫婦一緒に国民年金の加入手続をして、60 歳まで滞ることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時は旅館や民宿を経営しており、お客も多く、収入も多かったので、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の国民年金原簿では、申請免除期間とされているが、同庁の特殊台帳では法定免除期間とされている上、申立人の免除期間と同居していたその妻の免除期間が相違していることが確認でき、申立人夫婦の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた県の記録により、申立人は、法定免除の要件となる生活保護受給者等ではなかったことが確認でき、「申立期間当時、収入も多く免除の申請はしていない。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は申立期間前後の国民年金保険料を納付しているとともに、申立期間当時、申立人の住所の変更は無いことが確認でき、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料は納付されていたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間②については、申立期間直前の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料が夫婦共に未納となっている上、申立期間は夫婦共に申請免除期間となっていることが確認でき、申立期間に係る事務処理が適正に行われたことを疑わせる事情も見受けられない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 44 年 9 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に夫婦一緒に国民年金の加入手続をして、60 歳まで滞ることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時は旅館や民宿を経営しており、お客も多く、収入も多かったので、免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の国民年金原簿では、申請免除期間とされているが、同庁の特殊台帳では法定免除期間とされている上、申立人の免除期間と同居していたその夫の免除期間が相違していることが確認でき、申立人夫婦の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた県の記録により、申立人は、法定免除の要件となる生活保護受給者等ではなかったことが確認でき、「申立期間当時、収入も多く免除の申請はしていない。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は申立期間前後の国民年金保険料を納付しているとともに、申立期間当時、申立人の住所の変更は無いことが確認でき、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料は納付されていたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間②については、申立期間直前の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料が夫婦共に未納となっている上、申立期間は夫婦共に申請免除期間となっていることが確認でき、申立期間に係る事務処理が適正に行われたことを疑わせる事情も見受けられない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年4月から41年3月まで

申立期間①については、毎月、集金をしていた地区の婦人会に100円の国民年金保険料を納付していた。申請免除はしておらず、追納した期間は別の期間の国民年金保険料のはずである。

また、申立期間②については、私の夫が病気になり経済的に苦しかったため、当時、役場窓口で申請免除の手続きを行い、その後、昭和47年と48年に追納している。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和39年4月から同年9月までの期間については、国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された申立人の夫の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる上、ほかの国民年金の加入期間については、夫婦の納付記録が一致していることが確認できることから、申立人についても国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和39年10月から41年3月までの期間については、夫婦の納付記録が一致しており、当該記録に係る事務処理が適正に行われたことを疑わせる事情も見受けられない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間における標準報酬月額は、20万円と記録され、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）に基づく年金額は給付されないこととなっているが、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月から同年9月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い16万円となっていた。社会保険事務所で標準報酬月額の訂正処理は行われたものの、消滅時効に当たる2年以上前の訂正処理は私の年金額に反映されないとの説明であった。

申立事業所発行の証明書等もあるので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本申立てに先立ち、申立人が勤務していたA社が、社会保険事務所に対して厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届を提出し、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16万円から20万円に

訂正しているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされているため、記録上、標準報酬月額の変更は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされていることが確認できる。

また、申立人が保管するA社発行の証明書及び同社が保管する賃金台帳により、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の社会保険関係書類を保存していない上、当時の事務担当者も退職しているため、申立期間当時の詳細は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島厚生年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 25 年 8 月 17 日であると認められることから、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 25 年 5 月から同年 7 月までの標準報酬月額については 2,500 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 7 月から 24 年 8 月 10 日まで
② 昭和 25 年 5 月 17 日から同年 8 月 17 日まで

私は昭和 23 年 7 月ごろから 25 年 8 月までの間、A社に継続して勤務していたが、社会保険庁では、申立期間①と②の間の 24 年 8 月 10 日から 25 年 5 月 17 日までの 9 か月間しか私の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、当該事業所で事務員をしていたが、60 年ほど前のことでもあり、申立期間当時に給与明細書をもらっていたかなども覚えていない。

申立事業所の元同僚 2 人による在籍証明もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 25 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理をされているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄には当初全喪日が昭和 26 年 5 月 1 日と記載されていたが、25 年 5 月 1 日と訂正された形跡がある上、申立人の被保険者資格喪失日についても、当初 25 年 8 月 17 日と記載されていたが、同年 5 月 17 日に訂正されているほか、25 年 5 月 1

日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を25年5月1日に遡って訂正されている者が多数存在しており、かつ、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていると認められることから、当該適用事業所でなくなったとする合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②については、申立人について昭和25年5月17日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該事業所の被保険者名簿から読み取れる訂正前の日付から、25年8月17日であると認められる。

なお、昭和25年5月から同年7月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する当該被保険者名簿の昭和24年10月の記録から2,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人が提出した元同僚2人による証明書及び両人に対する聴取結果などから、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが推認できるものの、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る被保険者名簿には、当該期間中に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見当たらない。

また、A社は既に全喪している上、申立人も申立期間当時の事業主等は死亡したとしていることから、申立てに係る関連資料、証言等を得ることはできない。

さらに、申立人の元同僚2人は、それぞれ、自身の厚生年金保険の加入記録について、A社における実際の勤務期間の前後の期間の記録が無いなどと証言しており、当該事業所では申立期間当時、従業員について、その勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 3 月ごろ、市役所勤務の友人に夫婦二人の国民年金の加入手続をしてもらった際、申立期間の国民年金保険料を一括納付した記憶があるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 4 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付した。」と述べているが、申立期間直後の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を 40 年 4 月 30 日に一括納付した記録が確認できるものの、申立期間については夫の国民年金保険料も未納となっていることが確認でき、申立てには不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当該期間の国民年金保険料の納付を依頼したとする市役所勤務の友人は既に死亡しており、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 15 日から 39 年 8 月 17 日まで

私は申立期間中、A社B支店（現在は、同社C支店。本社一括適用のため、平成 14 年 11 月 30 日付けで全喪。）の正社員として坑内で勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、私は、坑内員としての第三種被保険者ではなく、第一種被保険者となっている。

申立事業所発行の坑内勤務証明書などがあるので、申立期間について、厚生年金保険の第三種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社B支店発行の証明書(昭和 47 年 12 月 26 日付け)、同支店交付の失業保険被保険者離職票（昭和 39 年 9 月 1 日付け）及び同僚の証言により、申立人が昭和 37 年 10 月から 39 年 8 月までの間、同支店D出張所内の坑内に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社B支店における被保険者名簿では、申立人が申立期間中に第一種被保険者となっていることが確認できるのみである。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と同時期の被保険者 15 人について、当該被保険者名簿の被保険者種別を見ると、全員が第一種被保険者となっているほか、これらの被保険者とは別の被保険者 2 人が、申立期間の途中となる昭和 38 年 5 月 2 日付けで、当該被保険者種別を第一種から第三種へと訂正されていることが確認できるところ、両者とも既に死

亡しているため、種別変更の経緯などについて明らかにすることができなかった。

さらに、申立事業所のC支店では、坑内配属や社会保険の関係書類は保管しておらず、当時を知る従業員もいないとしていることなどから、申立ての事実に係る関連資料、証言等を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における第三種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から39年6月1日まで

私は申立期間中、A県B市のC事業所の工場、又はC事業所D工場において、季節労働者として軽量コンクリート製造などに従事していたにもかかわらず、社会保険庁では私の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

また、C事業所ではなく、下請け事業所であったかもしれないが、仕事上ではC事業所社員の下で、同僚と二人で働いており、雇用保険を受給した記憶もある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において確認を行ったものの、当時A県には申立人が挙げた事業所名及び類似の名称等の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立事業所名に類似し、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていたE社（F都G区）では、申立期間当時、B市に工場は無かったと証言しているとともに、同社が保存する資料では申立人の氏名は確認できない上、申立期間当時の下請け会社名などの記録も無いとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するE社及び同社が関連会社として挙げたH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名

は無く、申立期間及びその前後に整理番号の欠番も見られない。

加えて、申立人が挙げた元同僚は、申立期間中、申立人と一緒に働いていなかったと供述しており、申立ての事実に係る証言等を得ることはできなかった。

その上、申立期間について、申立事業所等における雇用保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。